

社会福祉法人現況報告書(県ホームページ公表用)

平成 28 年4月1日現在

就任年月日
当初の就任年月日を記載してください。

I 基本情報

所轄庁	都道府県						
法人名	社会福祉法人 久原福社会	主たる事務所の所在地	〒 811 - 2501 福岡県粕屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3	電話番号	092 - 976 - 2710	FAX番号	092 - 976 - 2751
ホームページアドレス	http://www.geocities.jp/hisayama_jiritsuen/	メールアドレス	hsym-j61@muse.ocn.ne.jp	設立認可年月日	昭和61年2月6日	設立登記年月日	昭和61年2月18日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	柿原 久徳	非公表	非公表	久山自立園施設長	平成28年2月20日		

所在地
母子生活支援施設、婦人保護施設については、非公表を選択し、所在地欄を黒く塗りつぶしてください。

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	福岡県粕屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 久山自立園	平成28年4月1日	20	○	
その他	第一種							
	第二種							

種類
プルダウンにより該当する事業を選択

公表/非公表
必ず選択してください。

事業開始年月日
新体系に移行した事業は、移行前の当初の開始年月日を記載してください。(障害者福祉のみ)

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
		種類 「16その他」を選択した場合は、下記の()内に事業内容を記入 (収益・その他同様)		施設名・事業所名 公益事業を行っている事業所名等を記入 (事業内容ではない) (収益・その他同様)	
	1 必要な者に対し、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連携による入居の確保、入居時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化活動の調整等を支援する事業 2 必要な者に対し、入居、退居、退所、退院時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化活動の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()				
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()				
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	7	久山自立園	福岡県粕屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3	平成24年4月1日	20
	1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 (障害福祉サービス事業)				

Ⅲ 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
	役職	氏名	職業	任期		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長		その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給		支給なし
理事	理事長	柿原久徳	施設長	H28.2.20 ~ H30.2.19	○			○	○	○				○			3	
	理事	柿原久照	無職	H28.2.20 ~ H30.2.19	○			○								○	3	
	理事	橋口卓蔵	無職	H28.2.20 ~ H30.2.19				○								○	3	
	理事	桑波田茂	会社役員	H28.2.20 ~ H30.2.19					○							○	3	
	理事	緒方紀生	無職	H28.2.20 ~ H30.2.19				○	○							○	3	
	理事	永島直行	市議会議員	H28.2.20 ~ H30.2.19				○	○							○	3	
	理事	前田 准	会社役員	H28.2.20 ~ H30.2.19				○								○	3	
				~														
監事	定員		現員		氏名	職業	任期	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数	
			公認会計士、税理士	弁護士				会社等の監査役、経理責任者等	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり		支給なし			
																2		2
		吉浦秀紀	会社役員	H28.2.20 ~ H30.2.19			○		○						○	0		
		国崎 司	社会福祉協議会職員	H28.2.20 ~ H30.2.19			○		○	○					○	0		

評議員	定員	現員						理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数	
	15	15	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他					
						親族	他の社会福祉法人の役員												その他
施設長 第一種社会福祉事業の施設長について記載			柿原久徳	施設長	H27.3.20 ~ H29.3.19	○			○	○	○	○				○	○	2	
			柿原久照	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19	○			○							○		2	
			橋口卓蔵	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19				○							○		2	
			桑波田茂	会社役員	H27.3.20 ~ H29.3.19					○	○					○		2	
			緒方紀生	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19				○	○	○					○		2	
			永島直行	市議会議員	H27.3.20 ~ H29.3.19				○	○						○		2	
			前田 准	会社役員	H27.3.20 ~ H29.3.19											○		2	
			苑田大	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19	○								○				2	
			苑田光代	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19	○					○			○				2	
			原田勝	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19	○								○				2	
			今任義則	会社役員	H27.3.20 ~ H29.3.19						○	○						2	
			柿原美智子	職員	H27.3.20 ~ H29.3.19	○			○	○							○	2	
			岩屋一征	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19						○	○		○				2	
			原田小菊	無職	H27.3.20 ~ H29.3.19	○					○			○				2	
		山本大作	会社員	H27.3.20 ~ H29.3.19						○							2		
施設長	施設名		氏名		出席者数 書面出席を定款に規定している場合は含む。 (監事は含まない)		法令等に定める資格の有無		書面出席者数 出席者数の内、書面出席数を記載										
職員	常勤専従		常勤兼務		非常勤														
			換算数		換算数														
法人本部																			
施設	7	1	1	6	1.9														
理事会	開催年月日		出席者数		書面出席者数		監事出席の有無		決議事項										
	H27.5.23		7				有		平成26年度監査結果について、平成26年事業報告の承認の件、平成26年度収支決算の承認の件、育児・介護休業規程の改訂について、給与規程の一部改正について										
	H28.2.13		7				有		平成27年度収支補正予算(案)の承認の件、平成28年度事業計画(案)の承認の件、平成28年度収支予算(案)の承認の件、特定個人情報等取扱規程及び就業規則の一部改正について、役員(理事、監事)の選任の件										
H28.2.20		7				無		理事長の互選の件、理事長の職務の代理者の選任の件											

定 款

社会福祉法人 久原福社会

社会福祉法人久原福祉会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人久原福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
(2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
3 理事長は、この法人を代表する。
4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
2 監事は、評議員会において選任する。
3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。
2 役員には費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
2 理事会は理事長がこれを招集する。
3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
9 議長及び理事会において選任された理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が、理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び福岡県知事に報告するものとする。
3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。
2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。
2 評議員会は、理事長が招集する。
3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
4 評議員会に議長をおく。
5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(3) 定款の変更
(4) 合併
(5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3所在の久山自立園 敷地1筆(1149.87平方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番1 (798平方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番6 (36平方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番7 (18平方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番5 (28平方メートル)
- (2) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
久山自立園 園舎1棟(476.01平方メートル)
- (3) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 所在の木造スレートぶき2階建
久山自立園 園舎1棟(1階 54.65平方メートル)
(2階 27.32平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人久原福祉会の掲示場に掲示するとともに新聞や官報に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事	柿原久成
理事	加藤幸
理事	芹野勝三
理事	石津秀木
理事	今井覚
理事	阿部利治
理事	山田栄一郎

2 平成17年5月24日一部改正

3 平成18年2月11日一部改正

4 平成22年2月14日一部訂正

5 平成24年2月18日一部改正

6 平成24年5月26日一部改正

7 平成26年5月24日一部改正

8 平成26年6月10日一部改正(届出)

定款

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 久山自立園 敷地(1149.87平方メートル)

福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番1 (798平方メートル)

福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番6 (36平方メートル)

福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2819番7 (18平方メートル)

福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番5 (28平方メートル)

(2) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
久山自立園 園舎 1 棟 (476.01平方メートル)

(3) 福岡県糟屋郡久山町大字久原字証拠2263番地の3 所在の木造スレートぶき2階建
久山自立園 園舎 1 棟 (1階 54.65平方メートル)

(2階 27.32平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

財産目録

平成28年3月31日 現在

(単位:円)

資産・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1.流動資産	
現金預金	67,589,208
現金(施設)	20,394
普通預金(本部)	267,309
普通預金(久山自立園)	6,901,505
定期預金(本部)	1,400,000
定期預金(久山自立園)	59,000,000
事業未収金	12,737,690
流動資産合計	80,326,898
2.固定資産	
(1)基本財産	
土地	39,285,920
建物	45,158,124
基本財産合計	84,444,044
(2)その他の固定資産	
建物 物置・食堂厨房改修・排水設備	4,855,485
構築物 フェンス・遊歩道整備・車庫	3
機械及び装置 ヒーター貼合わせ台・トラクター・管理機	689,362
車輛運搬具 自動車	455,287
器具及び備品	1,412,682
権利	139,588
投資有価証券	600,955
施設運営積立資産	11,900,000
人件費積立資産	17,000,000
修繕積立資産	11,000,000
備品等購入積立資産	8,000,000
施設整備等積立資産	37,000,000
工賃変動積立資産	1,700,000
設備等整備積立資産	1,323,176
就労支援事業移行時積立資産	7,000,000
その他の固定資産合計	103,076,538
固定資産合計	187,520,582
資産合計	267,847,480
II 負債の部	
1.流動負債	
事業未払金	995,502
職員預り金	423,881
流動負債合計	1,419,383
2.固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	1,419,383
差引純資産	266,428,097

平成27年度 事業報告

1.利用状況

■就労継続支援B型事業

年間	開園日数 (日)	延利用者数 (人)
計	302	4,290

■生活介護事業

年間	開園日数 (日)	延利用者数 (人)
計	302	2,624

2.就労支援事業収入状況

(単位:円)

	作業内容	作業収入額
協力企業12社	電気部品組立・加工 箱折・製袋・封入等	5,810,515

3.施設整備状況

- | | | | |
|-----|----------------------|---------------|------|
| (1) | 電撃殺虫器設備工事(2器) | 購入金額:132,192円 | 1月完了 |
| (2) | 玄関自動ドア取替工事一式 | 購入金額:864,000円 | 2月完了 |
| (3) | 自動車(福岡300ま5490)廃車、売却 | 購入金額:129,830円 | 3月完了 |
| (4) | 事務室、廊下クロス改修工事 | 購入金額:366,664円 | 3月完了 |
| (5) | 事務机、椅子、ソファ、テーブル購入 | 購入金額:438,561円 | 3月完了 |

4.行事

- (1) 健康診断 4月20日
- (2) 避難訓練 6月23日・12月18日
- (3) 社会見学旅行 6月5日～6日 創立30周年記念社会見学旅行(1泊2日) 長崎ハウステンボス
西海橋コラソンホテル宿泊
- (4) レクリエーション・社会学習等
花見、草野球大会(年2回)、筍ほり、プロ野球観戦(年2回)誕生会(毎月)、社会学習(毎月)
ラグビー観戦、七夕会、山笠見学、夏季交流会、カラオケ大会(年3回)、特別支援学校運動会
久山町まつり、みかん狩り、佐渡ヶ嶽部屋相撲見学、久山食フェスタ、映画鑑賞(年2回)
クリスマス会、年末交流会、初詣(香椎宮)、成人祝、節分豆まき、ひな祭り会、猪野桜まつり等

5.役員会の開催

- (1) 監査 平成27年5月16日(土)
- (2) 役員会 平成27年5月23日(土) 平成26年度監査結果について
平成26年度事業報告の承認の件
平成26年度収支決算の承認の件
育児・介護休業規程の改定について
給与規程の一部改正について
前回役員会議事録回覧

平成28年2月13日(土) 平成27年度収支補正予算(案)の承認の件
平成28年度事業計画(案)の承認の件
平成28年度収支予算(案)の承認の件
特定個人情報等取扱規程及び就業規則の一部改正について
役員(理事、監事)の選任の件
前回役員会議事録回覧

平成28年2月20日(土) 理事長互選の件
理事長の職務の代理者の選任の件
前回役員会議事録回覧

6.苦情解決処理状況

申し出はありませんでした。

貸借対照表
平成28年 3月31日現在

第3号の1様式
(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	80,326,898	67,022,261	13,304,637	流 動 負 債	1,419,383	1,348,615	70,768
現 金 預 金	67,589,208	59,772,746	7,816,462	事 業 未 払 金	995,502	979,595	15,907
事 業 未 収 金	12,731,690	7,249,515	5,482,175	預 り 金	3,064	0	3,064
未 収 金	6,000	0	6,000	職 員 預 り 金	420,817	369,020	51,797
固 定 資 産	187,520,582	186,946,752	573,830	負 債 の 部 合 計	1,419,383	1,348,615	70,768
基 本 財 産	84,444,044	86,344,446	-1,900,402				
土 地	39,285,920	39,285,920	0	純 資 産 の 部			
建 物	45,158,124	47,058,526	-1,900,402	基 本 金	38,946,760	38,946,760	0
そ の 他 の 産 物	103,076,538	100,602,306	2,474,232	基 本 金	38,946,760	38,946,760	0
建 築 物	4,855,485	4,184,889	670,596	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	37,114,900	38,883,477	-1,768,577
機 械 及 び 装 置	3	3	0	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	37,114,900	38,883,477	-1,768,577
車 輛 運 搬 具	689,362	1,005,647	-316,285	そ の 他 の 積 立 金	94,923,176	91,545,000	3,378,176
器 具 及 び 備 品	455,287	951,954	-496,667	施 設 運 営 積 立 金	11,900,000	11,900,000	0
権 利	1,412,682	2,153,720	-741,038	人 件 費 積 立 金	17,000,000	17,000,000	0
投 資 有 価 証 券	139,588	160,138	-20,550	修 繕 積 立 金	11,000,000	11,000,000	0
施 設 運 営 積 立 資 産	600,955	600,955	0	備 品 等 購 入 積 立 金	8,000,000	5,000,000	3,000,000
人 件 費 積 立 資 産	11,900,000	11,900,000	0	施 設 整 備 等 積 立 金	37,000,000	37,000,000	0
修 繕 積 立 資 産	17,000,000	17,000,000	0	工 賃 変 動 積 立 金	1,700,000	1,700,000	0
備 品 等 購 入 積 立 資 産	11,000,000	11,000,000	0	設 備 等 整 備 積 立 金	1,323,176	945,000	378,176
施 設 整 備 等 積 立 資 産	8,000,000	5,000,000	3,000,000	就 労 支 援 事 業 移 行 時 積 立 金	7,000,000	7,000,000	0
工 賃 変 動 積 立 資 産	37,000,000	37,000,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	95,443,261	83,245,161	12,198,100
設 備 等 整 備 積 立 資 産	1,700,000	1,700,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	95,443,261	83,245,161	12,198,100
就 労 支 援 事 業 移 行 時 積 立 資 産	1,323,176	945,000	378,176	純 資 産 の 部 合 計	266,428,097	252,620,398	13,807,699
資 産 の 部 合 計	267,847,480	253,969,013	13,878,467	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	267,847,480	253,969,013	13,878,467

法人名 社会福祉法人 久原福祉会

資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第1号の1様式
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	就労支援事業収入	5,720,000	5,810,515	-90,515
		障害福祉サービス等事業収入	63,610,000	66,066,446	-2,456,446
		経常経費寄附金収入	1,030,000	1,110,000	-80,000
		受取利息配当金収入	172,000	171,952	48
		その他の収入	695,000	702,725	-7,725
		事業活動収入計(1)	71,227,000	73,861,638	-2,634,638
	支出	人件費支出	37,902,000	38,050,373	-148,373
		事業費支出	7,489,000	6,971,223	517,777
		事務費支出	6,881,000	6,545,328	335,672
		就労支援事業支出	5,452,000	5,344,983	107,017
		その他の支出	500,000	503,516	-3,516
事業活動支出計(2)		58,224,000	57,415,423	808,577	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		13,003,000	16,446,215	-3,443,215	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	900,000	900,000	0
		固定資産売却収入	0	129,830	-129,830
		施設整備等収入計(4)	900,000	1,029,830	-129,830
	支出	固定資産取得支出	864,000	864,000	0
		施設整備等支出計(5)	864,000	864,000	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		36,000	165,830	-129,830	
その他の活動による収支	収入	その他の活動による収入計(7)	0	0	0
		積立資産支出	3,268,000	3,378,176	-110,176
	支出	その他の活動支出計(8)	3,268,000	3,378,176	-110,176
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,268,000	-3,378,176	110,176
予備費支出(10)		420,000	—	420,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		9,351,000	13,233,869	-3,882,869	
前期末支払資金残高(12)		65,673,646	65,673,646	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		75,024,646	78,907,515	-3,882,869	

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

第2号の1様式
(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益	5,810,515	5,880,354	-69,839
		障害福祉サービス等事業収益	66,066,446	63,725,886	2,340,560
		経常経費寄附金収益	1,110,000	1,298,000	-188,000
		サービス活動収益計(1)	72,986,961	70,904,240	2,082,721
	費用	人件費	38,050,373	36,805,360	1,245,013
		事業費	6,971,223	8,314,898	-1,343,675
		事務費	6,545,328	5,824,443	720,885
		就労支援事業費用	5,432,339	5,326,262	106,077
		減価償却費	3,217,418	3,251,945	-34,527
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,305,006	-2,210,158	-94,848
	サービス活動費用計(2)	57,911,675	57,312,750	598,925	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	15,075,286	13,591,490	1,483,796	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	171,952	103,252	68,700
		その他のサービス活動外収益	702,725	799,442	-96,717
		サービス活動外収益計(4)	874,677	902,694	-28,017
	費用	その他のサービス活動外費用	503,516	430,870	72,646
		サービス活動外費用計(5)	503,516	430,870	72,646
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	371,161	471,824	-100,663	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	15,446,447	14,063,314	1,383,133	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	900,000	0	900,000
		固定資産売却益	129,829	0	129,829
		特別収益計(8)	1,029,829	0	1,029,829
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	900,000	0	900,000
特別費用計(9)		900,000	0	900,000	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	129,829	0	129,829	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	15,576,276	14,063,314	1,512,962	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	83,245,161	52,736,093	30,509,068
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	98,821,437	66,799,407	32,022,030
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	27,000,000	-27,000,000
		その他の積立金積立額(16)	3,378,176	10,554,246	-7,176,070
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	95,443,261	83,245,161	12,198,100